

平成 21 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社ケーユーホールディングス
代 表 者 の 取締役社長 井上 恵博
役 職 氏 名
(コード番号 9856 東証第二部)
問 合 せ 先 取締役総合企画部長 堀内 伸泰
(TEL 042-796-3133)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 24 日開催予定の当社第 37 期定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、当社定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものです。また、株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を新設するものです。

なお、現行定款第 7 条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

(2) 厳しい経営環境の下でも継続的に企業価値を高め株主利益を向上させるためには、中長期的な視点に立った経営が求められることから、取締役の任期を 1 年から 2 年に変更するものです。また、これに伴い、現行定款第 38 条(剰余金の配当等の決定機関)を削除し、中間配当については第 38 条(中間配当)に新設するものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 21 年 6 月 24 日(水曜日)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 24 日(水曜日)

以上

変更の内容（別紙）

（下線は変更部分です。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株式 第6条 （条文省略）</p> <p><u>（株券の発行）</u> 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条 （条文省略）</p> <p><u>（单元株式数及び单元未満株券の不発行）</u> 第9条 当社の单元株式数は、100株とする。 2. 当社は、本定款第7条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規定に定めるところについては、この限りでない。</p> <p><u>（单元未満株式についての権利）</u> 第10条 当社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第11条 （条文省略）</p> <p><u>（株主名簿管理人）</u> 第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3. 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株</p>	<p>第2章 株式 第6条 （現行どおり）</p> <p>（削除）</p> <p>第7条 （現行どおり）</p> <p>（单元株式数） 第8条 当社の单元株式数は、100株とする。 （削除）</p> <p>（单元未満株式についての権利） 第9条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第10条 （現行どおり）</p> <p>（株主名簿管理人） 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 第20条～第21条 (条文省略)</p> <p>(任 期) 第22条 当社の取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>第23条～第29条 (条文省略)</p> <p>第6章 計算 第37条 (条文省略)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第38条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p> <p>第39条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第40条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(以下、条数を繰り上げる)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 第19条～第20条 (現行どおり)</p> <p>(任 期) 第21条 当社の取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>第22条～第28条 (現行どおり)</p> <p>第6章 計算 第36条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p><u>(中間配当)</u> 第38条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>附則 第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。</p> <p>第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって削除する。</p>